

南橋中学校クラブ 南橋FC 活動規程

1. 【名称】
本クラブは、「南橋地域域クラブ 南橋フットボールクラブ」と称する。
2. 【目的】
本クラブは、中学校の部活動の地域移行に伴い、子供たちの活動意欲を高め、サッカーを十分にやる機会を確保し、サッカーを通じて社会性の向上や個性の伸長を図り、生涯にわたってスポーツに親しみ態度を育むことを目的とする。
3. 【事業】 本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。
 - (1) 平日・休日のサッカー練習や対外試合の実施
 - (2) 公式戦、その他の大会への参加、引率
 - (3) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業
4. 【クラブ員】
本クラブは、サッカー競技を希望する南橋中学校及び市内中学校1年生から3年生までの生徒及び指導者で構成する。
 - (2) 本クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による入会申込書の提出をもって行う。
 - (3) 本クラブの退会は本人並びに保護者から相当コーチに申し出る。
 - (4) 南橋中学校学区外からの入会は、原則として保護者が活動場所への送迎可能な場合とする。
5. 【運営・役員】
本クラブの運営は、FC FORTÉ (JFA 登録番号 0474296) が行う。
 - (2) 代表者：西柳 聡士
 - (3) 保護者会長：任期は1年とし、再任は妨げない。
6. 【運営者の任務】 運営者の任務は次の通りとする。
 - ・代表者：クラブの責任者であり、代表として必要な対外業務にあたる。
 - ・指導者(監督・コーチ)：練習指導、練習や活動計画の作成、活動の全体指導を行う。
 - ・連絡責任者(監督)：クラブを監督し、活動場所や入会などの連絡調整を行う。
 - ・会計(代表)：クラブ活動に必要な会費の徴収や使料料の支払い、活動に必要な用品や備品類等の購入を行う。・保護者会長：クラブの監事監査、保護者会の意見の集約等を行う。

7. 【総会】

- 総会は運営者・クラブ員・保護者全員の参加を原則とする。ただし、総会は、委任状提出者を含め、参加対象者の過半数をもって成る。
- (2) 総会は年1回の開催とし、3年生の引込後なるべく早い時期に開催する。ただし、代表が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。
 - (3) 総会は次の事項を承認及び議決する。
 - ・クラブ基本理念や活動計画
 - ・チームキャプテン、保護者会長の選任と承認
 - ・内規の制定、改正
 - ・その他審議事項
8. 【活動場所】
本クラブの活動拠点は「南橋市立南橋中学校 第2グラウンド」とする。
9. 【活動日時】 本クラブの活動は、次の通りとする。
 - (1) 活動時間については、平日2時間以内、休日3時間以内とし、平日と休日それぞれ1日以上上の休業日を設ける。ただし、大会等やむを得ず活動する場合は、別途休業日を設ける。
 - (2) ナスト期間中は30分程度の自主練習日(自由参加)とする。
 - (3) 暑気降合時の活動は、原則として行わない。
 - (4) 夏休み・冬休み期間中は各1週間程度のオフシーズンを設ける。
10. 【会費】 会費とは次のものをいう。
 - (1) 年会費 12,000円 年度初めに徴収する。ただし、中途入会者は月割りとする。
 - (2) 月会費 5,000円 毎月25日までに翌月分を徴収する。
 - (3) その他 チームウェア・シューズ類、練習服・練習用具、遠征費などは別途徴収する。
11. 【傷害保険】
本クラブの部員・指導者は全員「スポーツ安全保険」に加入しなければならない。保険料は年会費をもってそれに充てる。
12. 【事故対応】
本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。本クラブの活動中に事故や怪我が発生した場合は、指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該部員の保護者へ連絡する。

13. 【補償】

全員の事故の補償は、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

12. 【引継】

クラブの代表者・監督・コーチは、毎年度ごとにサッカー協会やスポーツ少年団が主催する指導者研修に参加し、暴力・悪言やヘラメットの防止、事故防止、救命救急に対する知識・理解を高める。

13. 【罰則】

本規約以外の必要な事項は、運営・役員会で決議をし、総会で承認を受ける。

14. 【附則】

本規約は、令和7年1月1日より施行する。